

台風第10号災害に伴う制度融資に係る利子等の補給について

平成28年12月

久慈市では、台風災害からの復旧・復興のための融資を受けた市内に事業所等を有する中小企業者等に対して、「岩手県中小企業災害復旧資金」「岩手県経営安定資金【災害対策】」のほか、日本政策金融公庫の「災害復旧貸付（国民生活事業）」による融資を受けた方についても**利子補給の支援を行います。**

○日本政策金融公庫 災害復旧貸付（国民生活事業）

◆融資の概要

- ・対象者・・・事務所又は事業所が被災した中小企業者で、市長が発行するり災証明書、または被災証明書の発行を受けた方等
- ・融資限度額・・・3千万円以内
- ・融資期間・・・10年以内

◆利子補給の概要

- ・利子補給対象貸付・・・平成28年9月1日から平成29年2月28日までに貸付を受けたもの（遡って利子補給の対象とします。）
- ・利子補給対象貸付額・・・融資を受けた額と1千万円のいずれか低い額
- ・利子補給額・・・対象融資額に係る利子の全額（利率の低い融資分から算定）
- ・利子補給期間・・・10年以内

◆申込・相談窓口

- ・融資の相談窓口・・・**㈱日本政策金融公庫 八戸支店**
※久慈商工会議所にて相談会を実施しています。相談会の詳細は久慈商工会議所にお問い合わせください。
- ・利子補給の申請窓口・・・**久慈市 産業経済部 商工振興課**（久慈市役所 3階）
お持ちいただくもの・・・**申請書**
融資を受ける際に締結した**契約書の写し**、
㈱日本政策金融公庫が発行した融資に係る償還表の写し
※申請書は久慈市商工振興課、㈱日本政策金融公庫八戸支店の窓口に用意しているほか、久慈市のホームページからもダウンロードできます。

申請期間・・・平成28年12月31日までに支払う利子について

平成29年2月28日まで

平成29年1月1日以降に支払う利子について

平成29年4月1日から平成29年5月31日まで(予定)

○お問い合わせ先

- ・利子補給制度、被災証明書の発行について
久慈市 産業経済部 商工振興課 TEL：0194-75-3891（直通）
- ・り災証明書の発行について
久慈市 総務部 税務課 TEL：0194-52-2114（直通）